

生徒心得

I. 生活目標

- 1 常に自主的な学習活動に励み、学力の充実に努める。
- 2 本校生徒としての誇りと自覚を失わず、自律した行動に努める。
- 3 常に健康な身体、豊かな人間性、品位ある人格の形成に努める。
- 4 誰にでも明るく挨拶するように努める。

II. 生活一般

1 登校・下校

- (1) 始業時刻は、午前8時30分とする。
- (2) 下校時刻は、次のように定める。
4月より9月まで 午後6時30分
10月より3月まで 午後5時30分
ただし、部活動で顧問がついている場合を除く。
- (3) バイクや自動車に乗車・同乗して登下校してはならない。(やむを得ない事情により、送迎が必要な場合は保護者のみ可とし、事前に連絡をする)
- (4) 自転車通学を希望する生徒は必ず自転車通学届を提出し、ステッカーを見えやすい位置に貼り、法規を守り通学すること。

2 所持品

- (1) 学校生活に必要なもの以外のものは持っていない。

(2) 現金、貴重品の保管には十分注意し、必要に応じて担任や教科担当者に預ける。
教室の移動の際は前後の扉をしめる。

(3) 登校時には生徒手帳・生徒証を携帯する。

3 校内生活

(1) 校舎、校具、その他公共物は大切に扱い、常に校舎内外の清潔・美化に努める。

(2) 生徒同士の金銭の徴収、貸借を行ってはならない。

(3) 集会などを利用して、特定の政治活動、宗教活動などをしてはならない。

(4) 下校の際は、戸締り、消灯、火気に十分注意する。また、空調設備の電源を切る。

(5) 休み時間内に教室に戻ることに。

(6) 授業中のスマートフォンや携帯電話の使用は教科担当者の指示があった時以外は禁止とする。休み時間内にスマートフォン等の電源を切り、かばんにしまう。

4 校外生活

(1) 自転車、バイク、自動車の運転は法規を守り、安全運転を心がけ、事故を起こさぬよう十分留意する。なお、通学時またそれ以外においても制服でバイク・自動車を運転することは厳禁とする。

(2) 校外においても服装、言葉づかいに留意し、自律自制に努め、品位をそこなわぬよう心がける。

(3) 外出時には必ず生徒証を携行すること。

- (4) 外出の際は保護者に、行先、同行者、帰宅時間等を明らかにしておくこと。
- (5) 夜間外出はなるべくさけ、やむを得ぬ場合であっても午後10時までとする。保護者同伴の場合はこの限りでない。
- (6) 風紀上好ましくない飲食店、娯楽場への出入をしてはならない。
- (7) 万一事故があったときは速やかに学校と警察に連絡する。

Ⅲ. 服 装

1 登下校には本校所定の制服を着用し、その他も清潔、質素に心がける。

2 制 服

男子 ブレザー、ズボン、白シャツ、ネクタイ

女子 ブレザー、スカート、白シャツ、リボン
または、ブレザー、スラックス、白シャツ、リボン（ネクタイ可）

※ブレザー、ズボン、スカート、スラックス、ネクタイ、リボンは本校所定の制服を着用すること。

※ブレザーには必ず学年カラーの校章をつけること。

3 履 物

登下校は革靴またはスニーカーとする。サンダル等は不可とする。体育館では所定の体育館シューズを用いる。令和5年度も1足制のため、上履きは使用しない。

4 夏 服

着用可能期間は5月1日から10月31日までとする。

衣替え移行期間はつくらない。夏服着用可能期間中はブレザー、ネクタイ、リボンを着用しなくてもよい。シャツの代わりに白のポロシャツも可とする。ポロシャツは無地、ワンポイントまで可とし、ラインが入っているものは不可とする。また、シャツ等の上にベストのみ着用も可とする。（色は7(2)参照）

5 靴 下

華美でない物とする。

6 頭髪および装飾品

染色・脱色・パーマ等の加工等は禁ずる。
また登下校を含む学校生活においてはピアス
(透明ピアスを含む)・イヤリング・ネックレス
等の装飾品は着用しない。

7 防寒具および雨具

(1) レインスーツおよび防寒コート

男女とも地味な色の高校生にふさわしい
ものとする。

(2) セーター・カーディガン・ベスト

無地、ワンポイント可。ラインが入って
いるものは不可。色は白・黒・グレー・
紺・ベージュ・茶のいずれかで必ず制服の
下に着用する。

※スカートの下にスウェットパンツ・体育用
のジャージ等を穿くのは不可とする。タイ
ツ、レギンスは可とする。

8 体育授業の際の服装は別に定める。

Ⅳ 届出および願出 (P.42参照)

所定の様式により学級担任を通じて学校長に
提出する。

1 届出の様式と願出の用紙

(1) 欠席、遅刻、早退届および異装許可願い
については生徒手帳の届出・許可欄を用い
る。

2 保護者より提出するもの

- (1) 欠席する場合は、あらかじめ届け出る。
ただし、緊急の場合には、電話等で担任に連絡する。
- (2) 遅刻、早退をする場合は、あらかじめ届け出る。ただし、不測の場合には登校時に届け出る。
- (3) 病気その他の理由で、長期の欠席または休学する場合には学級担任に相談のうえ願い出る。休学期間は3ヶ月以上の2ヶ年までとする。
- (4) 旅行、登山、キャンプ等をする場合は7日前までに届け出る。
- (5) アルバイトに従事する場合は担任に届け出る。高校生として不適切なものや、学校生活に支障がある場合は認められない。
- (6) 特別の理由により、所定の服装が着用できない場合は、願い出て異装許可をうける。この場合は、異装許可証を携帯する。
- (7) やむをえず家族の車で送迎する時には予め担任に届け出る。

3 生徒より提出するもの

- (1) 物品の紛失、盗難、拾得の場合には、学級担任または生活支援グループの係に速やかに届け出る。
- (2) 校舎・校具その他公共物を破損した時は、担任または係の教員に届け出る。
- (3) 校内で掲示物を掲示したり、文書等を配布する場合には、必ず生活支援グループの

係に願い出て許可，検印を受けなければならない。（生徒会関係の掲示物については生徒会本部の検印を必要とする）

- (4) 学校内外で集会を催したり，学校施設の利用をする場合には，あらかじめ，学級担任または生活支援グループの係に願い出て許可を受けなければならない。
- (5) 外部団体や外部の人と交渉したり，外部の催しに参加する場合は必ず学校長の許可を受けなければならない。
- (6) 自転車通学を希望する生徒は，自転車通学届を提出し，通学用自転車には所定のステッカーを見えやすい位置に貼る。